

令和 7 年度において、委員会が、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報保護制度に係る政策の総合調整や監視・監督の役割を適切に果たすことにより、個人の権利利益を保護し、ひいては国民の安心・安全が確保されるよう、委員会が取り組むべき活動について整理するとともに、国民から信頼される委員会を目指して、当該活動の方向性を広く国民に示すため、本方針を定めるものである。

I 基本的な考え方

➤ 個人情報保護法関係

- 個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を踏まえ、個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに係る検討を含めた個人情報等に関する国の政策の企画立案を進める。
- 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効果的・効率的な監督を行うとともに、行政機関等に対し積極的な調査を行い効果的・効率的な監視を行う。また、事業者及び行政機関等に対し、安全管理措置等に関する周知広報に積極的に取り組む。

➤ マイナンバー法関係

- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行うほか、必要に応じてガイドライン等の改正を行うとともに、周知広報に積極的に取り組む。
- 特定個人情報保護評価について、引き続きマイナンバー法の趣旨と規定にのっとり運用を行うほか、特定個人情報保護評価指針の見直しに向けて準備を進める。
- 独自利用事務の情報連携について、その活用促進に資する取組を引き続き積極的に行う。

➤ 国際協力

- 個人情報保護及びプライバシーの分野における信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）の推進及び具体化のため、引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

Ⅱ 具体的な取組

➤ 個人情報保護法関係

1. いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討

- 令和2年改正法の施行後3年ごとに、個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとされている。
- 令和7年1月に再整理した制度的論点について、引き続き、関係者との対話も重ねながら検討を進めていく。

2. 有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場について

- 「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催し、個人情報保護政策全般等についての検討に資する、関連の技術や実務の動向、様々な課題等の把握に努めていく。

3. 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

- 行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するため、各主体に対する助言や照会への回答、実務に即した研修の実施等を通じ、幅広い支援を行う。

4. 監視・監督活動

- 漏えい等事案の報告や総合的な案内所に寄せられる情報等に対して、調査・分析の上、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使する。権限を行使した事案については、個別事案の概要等を四半期ごとに公表するほか、特に公表の必要性等が認められる事案に関しては、詳細の公表を行う。また、関係省庁等との間で個人情報保護法サイバーセキュリティ連絡会を四半期ごとに開催する。
- 行政機関等に対しては、計画的な実地調査を行うほか、施行状況調査を実施し、その概要を公表する。また、必要な指導・助言、勧告等を行う。

5. 個人情報等の利活用

- 個人情報等の適正な利活用方法について積極的に情報発信し、個人の権利利益の保護の要請と事業者における個人情報等の利活用の要請の両立を図る。

➤ 共通事項

1. 個別の政策分野における関係府省との連携

- 各府省が実施する個人情報等及び特定個人情報の取扱いに係る施策について、関係府省への助言等、必要な対応を行う。

2. 国民からの相談・苦情等への対応

- 個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談に適切に対応するとともに、把握した情報の委員会活動への活用を促進する。

3. 広報・啓発活動

- 多様なメディアを活用し、幅広い主体へ情報発信を行う。
- 行政機関等に対して説明会及び研修を実施する。

4. 人材の育成・確保

- 専門的な外部研修への派遣や資格取得支援、他省庁等への出向等により多様な人材の育成を図る。

5. DXの推進

- 専担の人員を配置し、制度・業務・システムが最適化されたあるべき姿を構想し、DXを推進する。

➤ マイナンバー法関係

1. 監視・監督活動

- 不断の監視等により発覚した事案等に対して調査・分析の上、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使する。権限を行使した事案については、個別事案の概要等を四半期ごとに公表するほか、特に公表の必要性等が認められる事案に関しては、詳細の公表を行う。
- 行政機関、独立行政法人等に対して、定期的な検査を行う。
- 地方公共団体等に対して、過去の漏えい等事案の有無等を分析し、立入検査を行うほか、定期的な報告により、安全管理措置の実施状況等を把握する。

2. 保護評価

- 行政機関の長等の全項目評価書の審査及び承認を行う。

3. 独自利用事務の情報連携

- 独自利用事務の情報連携の活用促進のために様々な方策を講ずる。

➤ 国際協力

1. 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

- 事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することを支援するとともに、ニーズ等に応じた越境移転スキームが選択可能となる国際環境の構築を推進する。

2. 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築

- 国境を越えた執行協力体制、二国間及び地域間協力関係の強化及び構築を進める。

3. 国際動向の把握と情報発信

- 最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案にいかすとともに、事業者等が利活用できるよう、国内外に向けて効果的に情報発信を行う。

4. 国際業務体制の基盤強化及び国際業務に従事する職員の人材育成

- 上記施策の実施に向けて、国際業務体制の基盤強化及び職員の人材育成を行う。